

「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業」 業務委託プロポーザル実施要項

【注意事項】

本プロポーザルは、新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）（以下、「当該交付金」という。）の採択及び玉川村議会での議決（以下、「議決」という。）を前提とした準備行為として実施するため、当該交付金の採択とならない場合又は議決とならない場合には、事業内容の変更又は中止とすることがある。

1 目的

この要領は、福島県玉川村（以下「村」という。）が実施する「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業業務委託」において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

2. 委託業務概要

「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業（以下、「本事業」という。）」では、玉川村（以下、「村」という。）への移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大を実現するため、「たまかわくらし（※1）」で玉川村の暮らしに密接に結びついている農業や自らのスキルを活かして地域事業者の課題解決に取り組む副業など、本村での多様なワークスタイルを提示し、本村との関わりシロを増やすとともに、地域内に新たな仕事を創出するベースをつくることを目的とする。

本事業は、移住希望者等がそれぞれの状況に合わせた暮らし方や働き方ができるよう、相談対応や体験機会の創出、コミュニティ参画への橋渡し等の役割を担うトータルサポート窓口である「たまかわくらしサポートセンター（以下、「センター」という。）（※2）」と密に連携し実施する。

※1 たまかわくらし：一人ひとりが、自分らしい暮らしを福島県玉川村で実現すること。また、その暮らしぶり。

※2 たまかわくらしサポートセンター：移住・定住の促進、関係人口拡大のためのトータルサポート窓口。

（1）委託名 「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業」

（2）委託内容 別添「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業」業務委託仕様書（案）のとおり

（3）委託期間 契約締結の日から2026年3月31日まで

（4）委託額 3,347千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

（1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。

（2）本提示の日から契約締結日までの間に、村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の

処置を受けている期間がないこと。

(3) 会社更生法第 17 条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第 41 条第 1 項に規定する構成手続開始の決定を受けたものを除く。）または民事再生法第 21 条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しないものが経営、運営に関与していないこと。

(5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。

(6) 過去 5 年間で、地方自治体の発注する下記のいずれの業務を元請けで実施した実績を有すること。

ア) デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）又は地方創生関係の交付金を活用した事業

イ) 移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業

(7) その他、村との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

2025 年 3 月 19 日（水）17 時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の 9 時～17 時。

(2) 提出物（各 1 部）

- ・参加申込書（様式 2）
- ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）
- ・実績調書（様式 3）
- ・実績調書に記載した業務の内容や遂行状況が確認できる資料（任意様式）

※過去 5 年程度の中で、デジタル田園都市国家構想交付金（旧地方創生推進交付金）等を活用した事業や移住定住の推進及び関係人口創出に係る事業の実績など報告すべきと判断する内容を記載したもの。

5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

2025 年 3 月 24 日（月）17 時まで

(2) 提出方法

質問書（様式 1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku @vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名を以下のとおりとすること。

【質問書】「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサポート事業」業務委託
プロポーザル

(3) 質問の回答方法

個別に回答する。ただし、必要に応じて質問内容と回答内容をホームページで公開する。

6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

2025 年 3 月 31 日（月）17 時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「玉川村の多彩な価値・魅力を活かした多様なワークスタイルサ
ポート事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中」と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の 9 時～17 時。

(2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格 A 4 版又は A 3 版とする。

① 企画提案書：原本 1 部、写し 6 部

仕様書に記載する業務内容に関する提案を網羅し、各業務を着実かつ円滑に遂行できるよう具
体的な提案を記載すること。併せて、次の（ア）から（エ）について、提案に記載すること。

（ア）上記 1 の目的を踏まえた業務の取り組み方針

（イ）業務の進め方

（エ）実施体制（管理担当者、主担当者を明記する）

（オ）業務スケジュール

② 見積書（事業経費積算書含む）：原本 1 部、写し 6 部

見積額において、消費税及び地方消費税の額を明記すること。

7. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

郵送（必着）または持参

(2) 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9 玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式 4）を提出すること。

8. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等提出後、参加者から企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、参加しなかった場合は採点を行わない。

(1) 開催日

2025 年 4 月 2 日（水）から 8 日（火）の間

※詳細な日時については、別途参加者に通知する。

(2) 会場

玉川村役場

※詳細な会場については、別途参加者に通知する。

(3) 時間構成

プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分程度、計 30 分程度

(4) その他

- ・プレゼンテーションの際の追加資料の提出は認めない。
- ・プレゼンテーション参加のために必要な費用は参加者の負担とする。
- ・説明に機材が必要な場合は、参加者が準備すること。

9. 審査

(1) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

(2) 評価視点

別紙の採点基準法を参照。

(3) 選考結果の通知・公表

2025 年 4 月 10 日（木）以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

10. 契約締結

(1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。

(2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

11. 本事業の日程

内 容	日 程
募集開始	2025 年 3 月 5 日（水）
参加申込書等の提出〆切	2025 年 3 月 19 日（水）
質問の受付〆切	2025 年 3 月 24 日（月）
企画提案書等の提出〆切	2025 年 3 月 31 日（月）
審査	2025 年 4 月 2 日（水）～ 8 日（火）
選考結果の通知・公表	2025 年 4 月 10 日（木）以降

12. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記とおりとす。

担 当：玉川村役場企画政策課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電 話：0247-57-4628（直通）

F A X：0247-57-3952

E-Mail：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別表) 審査基準及び配点

- ・各審査評価項目に対し、評価ごとの配点は「極めて良好 5 点、良好 4 点、普通 3 点、やや不十分 1 点、不十分 0 点」とする。

審査評価項目		配点	評価のポイント
業務の理解度	事業の目的、主旨の理解度等	10	全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。
			本業務の目的を理解した上で、仕様書に記載する業務内容を網羅しているか。
応募者の実施体制	過去に類似業務の実績、専門知識・経験	5	デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方推進タイプ）（旧地方創生推進交付金）事業等や移住・定住の推進及び関係人口創出に係る事業の遂行実績があるか。
	業務実施体制	5	業務を適切かつ確実に執行できる能力（体制、経営基盤、人材等）、必要となる専門家等のネットワークが示された体制を提案しているか
企画提案書の内容	共通	5	集客に効果的な LP、参加者募集の手法が提案されており、参加者数を確保できる見込みがあるか。
		10	仕様書 3（1）～（3）の業務について体験者受入れにあたり、必要なサポートや安全管理が実施できる人員配置や体制となっているか。
	仕様書3（1） デュアル農家の育成支援	5	農業研修制度等の情報収集や発信について、移住者の特性を踏まえた提案となっているか。
		10	受け入れ先の開拓について、地域の実情を踏まえた適切な提案がなされているか。
	仕様書3（2） 農ワーケーション実証事業	10	モニタープランについて、ターゲットごとに村の魅力を伝えられるプランとなっているか。
		5	副業を受け入れる地域事業者の募集について、地域の実情を踏まえた提案内容となっているか。
	仕様書3（3） 1人多役福業たまかわ創出事業	10	地域事業者の伴走支援について、きめ細やかな対応ができる人員が一や手法が提案されているか。
		5	セミナーの実施体制について、十分な人員や体制が提案されているか。
	仕様書3（4） たまかわくらしワークスタイルセミナーの開催	5	開催後の参加者へのフォローについて、次の行動につながるしかけが提案されているか。
		5	開催後の参加者へのフォローについて、次の行動につながるしかけが提案されているか。
スケジュール	業務計画の的確性	10	具体的で適切なスケジュールが示されているとともに、遂行可能な体制が整備されているか。
見積価格	見積額の妥当性	5	提案内容に沿った適切な見積額となっているか。